

新潟市歩道除雪奨励金交付事業の 実施団体を募集しています。

新潟市役所

新潟市では大雪の際、地域コミュニティ協議会、自治会、PTA、NPOやボランティア団体などの団体に歩道除雪を実施していただいた場合に、奨励金を交付する事業を運用しています。参加したい、または参加を検討したいという団体は、各区役所建設課までお知らせください。

1 本事業の目的

児童・生徒が安全に安心して登校できるよう、市と市民がそれぞれ役割分担を行い協働して、早期に冬期道路の歩行空間を確保することを目的とします。

2 制度概要

(1) 対象とする団体

下記に該当する団体とします。

- ・地域コミュニティ協議会
- ・自治会、町内会
- ・PTA、NPO、ボランティア団体等の営利を目的としない団体

(2) 奨励金交付団体となれる条件

・除雪作業に従事できる構成員が5名以上の団体とします。

・あらかじめ、団体名、構成員、除雪範囲などを示した書類を提出し、登録していただくことを条件とします。

(3) 交付対象となる除雪の範囲

・市管理道路であり歩道の用途として使用されている道路のうち、下記のいずれかに該当するとともに、一定延長において歩道の連続性が確保される区間とします。

- (1) 通学路（小中学校へ徒歩により通学する児童がいる道路）
- (2) 人家連担部またはそれに順ずる区間
- (3) 歩行者の多い歩道、及び車道の路肩部
- (4) その他、公共性が高いなど、特に市長が認める箇所

(4) 交付対象となる積雪基準

・積雪が概ね10cmの場合を対象とします。

【備考】

- ・市の実施する歩道除雪は、積雪 20cm 以上の場合実施します。

(5) 交付の対象期間

・本年 12 月 1 日（団体登録後）～翌年 3 月 31 日までの間に実施した除雪を対象とします。

(6) 交付の限度

- ・交付対象となる除雪回数は、同一路線において、原則 8 回を限度とします。
- ・奨励金の総額は、1 団体あたり、原則年間 20 万円を限度とします。

(7) 交付対象となる除雪の方法

交付対象となる除雪方法は、下記の場合とします。

- ・除雪機械や、スコップ・スノーダンプなどの道具を使用し、歩道上の一定幅員や交差点の道路横断箇所において、雪を除去する作業を対象とします。
- ・除雪は、3 名以上で実施するものとします。

(8) ボランティア保険の加入

- ・万が一の事故等に備え、ボランティア保険へ加入していただきます。
- ・ボランティア保険への加入は、市が負担し、手続きも市が行います。
- ・ボランティア保険への加入が必要なため、あらかじめ名簿を提出していただきます。登録できる構成員の人数は、地域コミュニティ協議会の場合は 100 人、その他の場合は 30 名を限度とします。

(9) 歩道除雪機械（ハンドガイド式）の貸与

より効率的な除雪を実施してもらうために、希望団体にはハンドガイド式の小型除雪機械を貸与します。なお、小型除雪機械の貸与限度年数は、原則、小型除雪機械の使用によって奨励金の交付を受けた年数が 5 年となった年度を限度とします。ただし、該当年度の貸与希望団体数が市貸与機械台数に達しない場合、登録団体は機械の貸与を希望することができます。貸与希望団体が多数の場合は、過去の実施状況等を考慮して貸与団体を決定します。

※お願い：貸与年数が 5 年に達する前に「新潟市除雪機械購入補助金交付制度」をご活用いただき、歩道除雪機械の購入をご検討下さい。市からの貸与機械は市管理道路のみの使用に限られますが、除雪機械購入補助金交付制度を利用して購入した除雪機械は使用場所に制限がありません。

(1) 台数

原則、毎年度5月末までに貸与申し込みがあった団体に1台ずつ小型除雪機械を貸し出します。

(2) 申し込み

毎年度5月末までに、各区建設課に申し込みをしてください。
応募多数の場合は、各区建設課との協議の上貸与団体を決定します。

(3) 事前研修会

団体のうち、小型除雪機械を実際に操縦する人、及び助手は、市が主催する事前研修会を受講する必要があります。

操縦者、及び助手は、第一種普通自動車免許を取得している人を条件とします。

操縦者、及び助手は、団体から複数人選出することを可能としますが、選出された全員が事前研修会を受講してください。

※事前研修会の詳細な日程については、後日照会します。

(4) 小型除雪機械の搬送

各区役所に置かれた小型除雪機械は、市負担で団体が指定する保管場所に搬送します。

(5) 小型除雪機械の貸し出し期間について

小型除雪機械は、機械が搬送された日から3月9日までを貸し出し期間とします。なお、特段の理由がある場合は、団体は市に機械を返納することができます。

(6) 小型除雪機械の燃料費

小型除雪機械の燃料費は、団体負担とします。

※奨励金の支払額の中に諸経費として含まれております。

(7) 小型除雪機械の修理費

小型除雪機械の修理費は、市負担とします。故障の際は、各区建設課にお問い合わせください。

(8) 小型除雪機械の返納

団体が指定する保管場所に置かれた小型除雪機械は、市負担で各区役所に返納します。

(10) 除雪実施の確認

除雪を実施した場合、区へ申請していただきます。その際には申請書のほか、下記書類の提出をお願いします。

(1) 除雪実施箇所を記入した路線図

除雪箇所を赤色着色し、実施延長を記入していただきます。

(2) 除雪の実施状況が確認できる写真

除雪を実施したことがわかるよう、除雪前・除雪後の写真および作業中の写真を添付していただきます。

(3) 除雪参加者名簿

除雪参加者と、それぞれの従事内容を記入していただきます。

※申請書については、新潟市歩道除雪奨励金交付事業実施要領第11条2に記載のとおり、作業をした当該月の月末までに各区役所建設課へ提出してください。なお、3月作業分については、**3月31日**までに申請書を提出してください。

除雪を実施した際は、速やかに申請書を提出していただくようご協力をお願いします。

(11) 奨励金の支払額

奨励金の支払額は下記のとおりです。

<基本額>

・1回実施していただくごとに、1人あたり500円をお支払いします。

※ただし、1人1日2回までの支払いとなります。

<実績額>

・基本額に加え、除雪延長や箇所数に応じた一定金額をお支払いします。

1) 歩道除雪 10m当り130円*

なお、実績の延長は、1の位は切捨てて10メートル単位とします。

2) 道路横断箇所除雪 1箇所当り130円

※上記金額に燃料費等の諸経費が含まれております。

■問い合わせ先

各区役所 建設課

様式集

団体から建設課に提出
(登録申請書類)

- 第1号様式 新潟市歩道除雪奨励金交付事業登録申請書兼口座振替申込書
団体の登録申請と、口座番号等を記したもの
- 第2号様式 活動者名簿報告書
団体の構成員を記したもの (ボランティア保険に入るために必要)
- 第3号様式 除雪実施計画書
除雪延長・箇所、実施方法、機械種類などを記したもの

建設課から団体に交付
(登録通知)

- 第4号様式 新潟市歩道除雪奨励金交付事業団体登録通知書
第1～3号様式の書類を審査した後に通知するもの

- 第5号様式 登録事項変更・廃止届
団体が登録内容を変更、又は廃止したい場合に届け出るもの

団体から建設課に提出
(奨励金交付申請書類)

- 第6号様式 新潟市歩道除雪奨励金交付申請書
除雪実施日、人数、除雪延長・箇所を記載し、奨励金の交付を申請するもの
- 第7号様式 除雪参加者名簿
除雪に参加した人の氏名、除雪方法を記載するもの

コミュニティ除雪 事務手続きの流れ

